

平成 22 年 11 月 15 日

会 社 名 : ワイ・ティー・エル・
コーポレーション・バーハッド
コード番号 : 1773 東証 1 部 (外国)

新たな従業員株式オプション制度の設立の提案について

平成 22 年 11 月 30 日に開催される臨時株主総会において、ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド及び／または適格子会社の適格従業員及び取締役を対象とする新たな従業員株式オプション制度の設立の提案が行われます。

当該提案に関する情報は、添付の 2010 年 11 月 15 日付臨時株主総会招集通知からの抜粋をご参照ください。

当社の2010年11月15日付臨時株主総会招集通知からの抜粋

第1号議案

ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド及び／または適格子会社の適格従業員及び取締役を対象とする新たな従業員株式オプション制度（以下「ESOS」又は「2010年スキーム」という）の設立の提案（以下「ESOS案」という。）

「すべての関連する承認が取得されていることを前提として、以下のことを当社に承認すること。

- (i) オプション委員会が定める条件に基づく参加資格の基準を満たす当社及び／又は適格子会社（休眠会社である子会社を除く。）における適格従業員及び取締役（以下「適格従業員等」という。）の利益のために、ESOSを設立、実施及び運営すること。ESOS案に関する2010年11月15日付けの株主に対する説明書の別紙Iに定める2010年スキームの規約（以下「規約」という。）に従って、当該スキームに基づき、適格従業員等に対して当社の株式資本の新普通株式を引き受けるオプション（以下「オプション」という。）が付与され、2010年スキームの発効日から10年間の期間とすること。
- (ii) ESOS案に基づくオプションの行使について発行することが求められる1株50センの当社新普通株式（以下「普通株式」という。）を、全額払込済株式として、適格従業員等に対して又は適格従業員等を指図人として随時割り当て、発行すること。但し、2010年スキームの期間中、発行される新普通株式の総数が、当社のその他の従業員株式制度に基づき発行される新普通株式の数と総合して、当社の発行済払込済株式資本（自己株式を除く。）の15%を超えないこと並びに当該新普通株式は割り当て及び発行時に、当社の発行済普通株式とあらゆる点で同位同等であるものとし、議決権、譲渡若しくはその他の権利等について（これらに限定されない。）当社の定款の規定の対象となる。但し、新株引受権、割当又はその他の分配に参加する権利がある場合、新普通株式は当該新株引受権、割当又は分配に参加する権利について、権利確定日（権利確定日とは、配当金、新株引受権、割当又はその他の分配を受けるために、ブルサ・マレーシア・デポジタリー・センドリアン・バーハッドの終業時の時点で預託者名簿に当社株主が登録されていなければならない日）から7営業日前に行行使日が発生した場合には、発行済普通株式と同位同等とする。

当局の要請若しくは承認に従って、又は当局若しくは当社取締役会（以下「取締役会」という。）が必要と判断した場合には、随時2010年スキームを変更及び／又は修正すること。但し、当該変更及び／又は修正が、変更及び／又は修正に関する規約の規定に従って実施、承認されたものであることを条件とする。また、ESOS案を完全に有効にするために必要若しくは得策であると判断したすべての行為を行い、すべての取引、取り決め、合意及び署名又は約束を行い、規則や規制を制定し、その他の条件を課し、その権限の一部を委任すること。

当社の取締役会は、修正を行い、該当する政府又は規制当局が課す条件、変更、修正及び訂正（もしあれば）に従う完全な権限を有し、上記を行う権限を与えられ、上記を実施、完了、実行するために、適切、必要、得策及び／又は適当であると判断した約定、取引、取り決め、証書、合意、約束、補償、移転、譲渡及び保証を行うための手続を行い、締結し、実行する権限を与えられること。

ESOS案に関する2010年11月15日付けの株主に対する説明書の別紙Iに定める規約案は、ブルサ・セキュリティーズの上場規程に従ったものであり、当該規約をここに承認すること。」